

※地すべり防止区域内での行為は制限があり許可が必要な場合があります。（大内佐野東，高田，青葉）

許可が必要な主な行為の例

- (1) 地表から **2メートル以上の掘削**（樹木の伐採のための仮設道路など）
 - (2) 井戸，杭，水路などの**施設から5メートル以内の掘削**
 - (3) 1平米あたり **10トン以上の施設又は工作物**
- その他，不明な点は下記までご連絡ください。

地すべり防止区域指定
昭和33年10月31日（農水省告示第838号） A=146.8ha
昭和44年11月11日（農水省告示第1761号） A=84.41ha



宮城県大河原地方振興事務所農業農村整備部管理指導班（内線477）

水利施設保全班（内線483）

住所：柴田郡大河原町字南129-1 電話 0224-53-3111

地盤に変状（地割れ・沈下）を見つけたら・・・ 速やかにご連絡ください！

（伊具郡丸森町佐野東・高田・青葉の皆様へ）



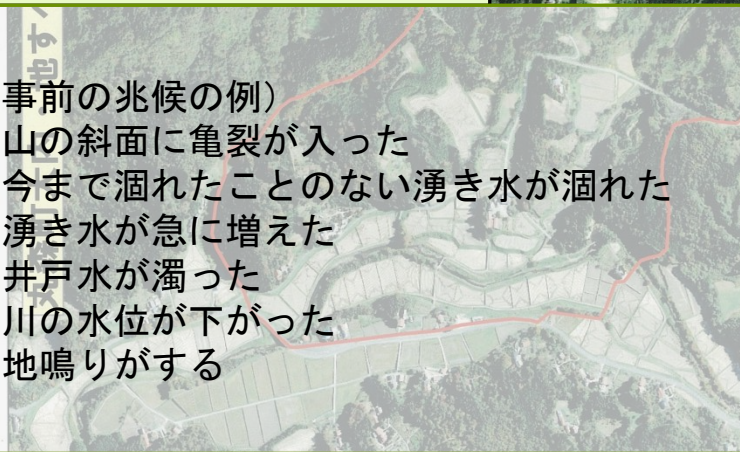
地すべり対策
（地下水低下）→ 井戸設置



昭和33年に地すべり等防止法の国（農林大臣）指定を受け、県による地すべり防止対策として、井戸、抑止杭、水路などの対策を行ってまいりました。地すべりは一時的におさまっているものの施設設置後、古い施設は50年以上が経過し機能が低下している他、山林の管理低下や樹木伐採等による、土砂の流出により土砂崩壊や地盤沈下が懸念されます。住民の方々においては、何か地盤や住居に変状が見られた際には丸森町役場建設課（72-3031）もしくは下記までご連絡下さい。

（事前の兆候の例）

- ・山の斜面に亀裂が入った
- ・今まで涸れたことのない湧き水が涸れた
- ・湧き水が急に増えた
- ・井戸水が濁った
- ・川の水位が下がった
- ・地鳴りがする



地すべり対策（土砂抑止）
→ 鋼管杭地中打設



宮城県大河原地方振興事務所農業農村整備部管理指導班（内線477）

水利施設保全班（内線483）

住所：柴田郡大河原町字南129-1 電話 0224-53-3111